

給付金制度(スポーツ振興センター)について

学校管理下（登下校時、校外行事、部活動を含む）で起こったけがや食中毒などの疾病に対して、医療機関で治療を受けた場合、災害共済給付の請求を行うことができます。（保険診療分が対象となります）

◇手続きの流れ◇

①けが発生



②医療機関で治療を受ける



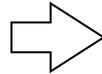
③ご家庭より申し出を受けて、
学校から手続き書類をお渡しします



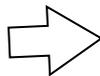
④活動担当教員が災害報告を作成する



⑤医療機関で③の書類を記入してもらう
（保護者記入の書類もあります）



⑥月末に学校で⑤をまとめて申請する



⑦給付金支払決定通知がご家庭に届く
保護者口座に給付金が振り込まれる
（申請の翌々月頃）



◎参考事項

- 学校管理下におけるケガ等の医療費については、小児医療証ではなく、スポーツ振興センターの医療給付が優先されます。受診の際、**小児医療証はできるだけ使用しないでください。**
- 初診から治癒までの合計で、医療機関での窓口支払いが1500円以上のものが対象となります。最長10年間支払われます。
- 事故発生から2年間手続きを取らない場合、請求権がなくなります。
- 小児医療証やひとり親制度を利用した場合も申請は可能です。（一割のみ給付）
- 交通事故などで損害賠償を受けられる場合や生活保護家庭は給付の対象となりません。

ご不明な点がございましたら、保健室までご連絡ください



046-269-8281